

「インターネット口座規定」新旧対比表

改訂前	改訂後
<p><b>1. インターネット口座とは</b></p> <p>インターネット口座とは、とやまダイレクトバンキングサービス（以下、「ダイレクトバンキング」といいます。）の契約者ご本人（以下、「契約者」といいます。）が指定した申込口座について、通帳・取引照合表に代えて、ダイレクトバンキングで入出金明細をご確認いただく<u>サービス</u>をいいます。</p> <p><b>2. インターネット口座の<u>サービス内容</u></b></p> <p>(1) インターネット口座の対象となる口座は、ダイレクトバンキングの申込口座に登録されている普通預金および総合口座の普通預金口座とします。なお、総合口座通帳の定期預金口座についても、インターネット口座になります。</p> <p>(2) インターネット口座で照会できる入出金明細は、<u>お申込手続き完了日以降、照会日の前日までの明細</u>となります。</p> <p>(3) インターネット口座の入出金明細の照会可能期間は当行所定の期間とします。所定の期間が経過すると、入出金明細は照会できなくなります。入出金明細を保存する場合は、照会できなくなる前に、契約者がダイレクトバンキングからダウンロードするものとします。</p> <p>(4) インターネット口座に切替後は、現在ご使用中の通帳は使用できなくなります。未記帳明細がある状態でインターネット口座に切替えると、以後、未記帳明細を通帳に記帳できなく</p>	<p><b>1. インターネット口座とは</b></p> <p>インターネット口座とは、<u>普通預金および総合口座のうち、通帳を発行せず、</u>とやまダイレクトバンキングサービス等（以下、「ダイレクトバンキング等」といいます）で入出金明細をご確認いただく<u>無通帳制の口座</u>をいいます。</p> <p><b>2. インターネット口座の<u>開設</u></b></p> <p>(1) インターネット口座は、<u>当行所定の方法で申込み、当行が承認した場合</u>に開設できます。</p> <p>(2) <u>当行のホームページから口座開設の申し込みを行った場合</u>は、<u>印章の届出は不要です。ただし、当行店舗の窓口での預金の払戻しなど、当行所定の取引には、別途印章の届出が必要です。</u></p> <p>(3) <u>本口座を申し込みいただけるお客さまは、当行所定の地域内に居住または勤務する個人のお客さまに限ります。</u></p> <p>(4) <u>全ての年齢のお客さまが本口座を開設することができますが、当行のホームページから口座開設の申込を行う場合は満18歳以上とします。</u></p>

なります。契約者は、インターネット口座への切替申込前に必ず通帳を記帳するものとします。

(5) ダイレクトバンキング画面にインターネット口座明細が反映されるのは、「インターネット口座切替手続き完了のご案内」を電子メールにてお知らせした日の翌日からとなります。

(6) 無通帳制普通預金の場合には、インターネット口座に切替後は、取引照合表は発行されなくなります。

(7) インターネット口座の作成（切替）後は、原則として、ダイレクトバンキングのご利用、またはキャッシュカードによる現金自動預入支払機のご利用によりお取引いただきます。

### 3. お申込方法

有通帳からインターネット口座への切替は、原則として、ダイレクトバンキングからお申込いただくものとします。

### 4. お申込条件

インターネット口座のお申込条件は以下の通りとします。

- (1) ダイレクトバンキングにご契約中であること
- (2) 対象となる普通預金がダイレクトバンキングの申込口座であること
- (3) 対象となる口座が普通預金および総合口座普通預金であること

(削除)

(第3条へ移動)

(削除)

### 3. インターネット口座への切替

(1) 有通帳からインターネット口座への切替は、原則として、ダイレクトバンキングからお申込いただくものとします。

(2) インターネット口座に切替後は、現在ご使用中の通帳は使用できなくなります。インターネット口座への切替申込前に必ず通帳を記帳するものとします。

(3) 無通帳制普通預金をインターネット口座に切替後は、取引照合表は発行されなくなります。

### 4. お申込条件

インターネット口座のお申込条件は以下のとおりとします。

(削除)

(削除)

- (1) 対象となる口座が普通預金および総合口座普通預金であること

<p>(4) 対象となる普通預金にキャッシュカードが付帯されていること (追加)</p>	<p>(2) 対象となる普通預金にキャッシュカードが付帯していること (3) 対象となる口座でマル優を利用しないこと (4) インターネット口座への切替は、対象となる預金口座が以下のいずれにも該当しないこと</p>
<p>(5) 対象となる預金口座が以下のいずれにも該当しないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①キャッシュカードの喪失・盗難手続中</li> <li>②通帳または印鑑の喪失・盗難手続中</li> <li>③通帳未記帳件数が当行所定の件数以上</li> <li>④対象となる普通預金にマル優限度額が設定されている</li> <li>⑤総合口座定期預金にマル優扱いの預入明細がある</li> <li>⑥その他、当行所定のお申込条件を充たさない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①キャッシュカードの喪失・盗難手続中</li> <li>②通帳または印鑑の喪失・盗難手續中</li> <li>③通帳未記帳件数が当行所定の件数以上</li> <li>④対象となる普通預金にマル優限度額が設定されている</li> <li>⑤総合口座定期預金にマル優扱いの預入明細がある</li> <li>⑥その他、当行所定のお申込条件を充たさない</li> </ul>
<h2>5. 預金の受入れ・払戻し</h2> <p>(1) インターネット口座になっている預金口座に現金、手形、小切手等を店頭で受け入れる場合は、<u>キャッシュカード・本人確認資料をご持参のうえ当行所定の書類に記入してください。</u>キャッシュカードのご持参がない場合は、<u>当行所定の振込手数料を申し受け</u>る場合があります。</p> <p>(2) インターネット口座になっている普通預金の払戻し・総合口座定期預金の解約（中途解約・一部解約を含む）を店頭で行う場合は、<u>キャッシュカード・本人確認資料・届出印をご持参のうえ当行所定の書類に届出印の印章により記名押印してご提出ください。</u></p> <p>(3) 前記(1)および(2)の手続きは、取扱店以外では取扱えない場合があります。</p>	<h2>5. 預金の受入れ・払戻し</h2> <p>(1) インターネット口座になっている預金口座に現金、手形、小切手等を店頭で受入れる場合は、<u>当行所定の入金票を記入して、キャッシュカード・本人確認書類とともに提出ください。</u>キャッシュカードのご持参がない場合は、<u>振込扱いとなる</u>場合があります。</p> <p>(2) インターネット口座になっている普通預金の払戻し・総合口座定期預金の解約（中途解約・一部解約を含む）を店頭で行う場合は、<u>当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、キャッシュカード・本人確認書類とともに提出ください。</u></p> <p>(3) 前記(1)および(2)の手続きは、取扱店以外では取扱えない場合があります。</p>
<h2>6. インターネット口座から有通帳・無通帳制への切替</h2> <p>(1) インターネット口座は、いつでも有通帳または無通帳制普通預</p>	<h2>6. インターネット口座から有通帳への切替</h2> <p>(1) インターネット口座は、いつでも有通帳に切替できるものと</p>

金に切替できるものとします。

この場合、ダイレクトバンキングでの入出金明細の照会期間は変更となります。

- (2) インターネット口座を解除し、有通帳または無通帳制普通預金に切替する場合は、店頭でのお手続きとなります。また、切替には所定の手数料を申し受けます。

## 7. ダイレクトバンキング申込口座の削除・解約

- (1) インターネット口座になっている普通預金をダイレクトバンキングの申込口座から削除する場合には、事前に、前記6.

(2) の手続きにより、インターネット口座から有通帳または無通帳制普通預金に切替えていただきます。この切替は店頭でのお手続きとなります。また切替には所定の手数料を申し受けます。

- (2) インターネット口座になっているダイレクトバンキングの申込口座（代表口座は除きます）を解約する場合には、前記6. (2)の手続きは不要とします。

- (3) インターネット口座になっているダイレクトバンキングの代表口座を解約する場合で、代表口座のほかに申込口座がある場合には、前記6. (2)の手続きにより、全ての申込口座をインターネット口座から有通帳または無通帳制普通預金に切替えていただきます。この切替は店頭でのお手続きとなります。また切替には所定の手数料を申し受けます。代表口座のほかに申込口座がない場合には、前記6. (2)の手続きは不要とします。

## 8. ダイレクトバンキングの解約

インターネット口座をご利用中の契約者がダイレクトバンキン

します。

この場合、ダイレクトバンキングでの入出金明細の照会期間は変更となります。

- (2) インターネット口座を解除し、有通帳に切替する場合は、店頭でのお手続きとなります。また切替には当行所定の手数料を申し受けます。

(削除)

(削除)

グ契約を解約する場合には、事前に、前記6.(2)の手続きにより、全ての申込口座をインターネット口座から有通帳または無通帳制普通預金に切替えていただきます。この切替は店頭でのお手続きとなります。また切替には所定の手数料を申し受けます。

## 9. キャッシュカードの解約

インターネット口座をご利用中のお客さまがキャッシュカードを解約する場合には、事前に、6前記(2)の手続きにより、全ての申込口座をインターネット口座から有通帳または無通帳制普通預金に切替えていただきます。この切替は店頭でのお手続きとなります。また切替には所定の手数料を申し受けます。

## 10. 関係規定の適用・準用

上記以外の事項については、各種預金規定、総合口座取引規定等関係する各規定、キャッシュカード規定、とやまダイレクトバンキングサービス利用規定等の各種規定にもとづいてお取扱いいたします。なお、関連規定と本規定とで相違が生じる場合には、本規定を優先して適用するものとします。

## 11. 規定の変更

この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変化、その他当行が相当の事由があると認める場合に、変更できるものとします。

また、この変更については、規定変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、ホームページでの告知その他相当の方法で周知します。

以上

## 7. キャッシュカードの解約

インターネット口座をご利用中のお客さまがキャッシュカードを解約する場合には、事前に、前記6(2)の手続きにより、全ての申込口座をインターネット口座から有通帳に切替えていただきます。この切替は店頭でのお手続きとなります。また切替には当行所定の手数料を申し受けます。

## 8. 関係規定の適用・準用

上記以外の事項については、各種預金規定、総合口座取引規定等関係する各規定、キャッシュカード規定、とやまダイレクトバンキングサービス利用規定等の各種規定にもとづいてお取扱いいたします。なお、関連規定と本規定とで相違が生じる場合には、本規定を優先して適用するものとします。

## 9. 規定の変更

この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変化、その他当行が相当の事由があると認める場合に、変更できるものとします。

また、この変更については、規定変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、ホームページでの告知その他相当の方法で周知します。

以上

